

菊池市告示第170号

令和8年度菊池市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

菊池市長 江 頭 実

令和8年度菊池市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年度菊池市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて費用が増加している障害福祉サービス事業所等の負担軽減を図り、将来にわたり安定的な障害者支援体制を確保することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 この支援金の支援対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 別表に掲げるサービス種別を提供する市内の事業所等(以下「支援対象施設」という。)を運営する者

イ 市が委託契約を締結している基幹型相談支援事業所

ウ 市が委託契約を締結している地域活動支援センター

(2) 支援対象施設について、次に掲げるいずれかの支援金の交付を受けたことがあること。(前号イ及びウに規定する者を除く。)

ア 令和7年度(2025年度)熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金(以下「令和7年度県支援金」という。)

イ 令和8年度(2026年度)熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金(以下「令和8年度県支援金」という。)

(3) 支援金の申請後においても、市内で事業を継続する意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対

象としない。

- (1) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの全期間にわたり、支援対象施設において事業を休業しているとき。
- (2) 支援対象施設について、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において、業務上の行為により法令に違反し、行政処分を受けたことがあるとき。
- (3) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者であるとき。

(支援対象経費)

第4条 この支援金の支援対象経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで又は令和7年4月1日から令和8年3月31日までのいずれかの期間において、支援対象者が支出した支援対象施設の次の経費の物価高騰に係る上昇分(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

- (1) 需用費(燃料費、光熱水費及び食材費)
- (2) 委託料(ただし、障害福祉サービス提供に必要なものに限る。)

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に規定する交付基準の補助率にかかわらず、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付の申請及び請求)

第6条 支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度菊池市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度県支援金又は令和8年度県支援金の交付を受けたことが分かる書類
- (2) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、支援対象施設を全期間休業していないことが分かる書類

2 規則第12条に規定する支援金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

(交付の決定、確定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度菊池市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定及び確定の通知を行ったときは、速やかに申請者に支援金を交付するものとする。

(検査及び報告)

第8条 市長は、この支援金の適正な支出のため、必要に応じて支援金の交付を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援対象者の要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、令和8年度菊池市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第3号)により、支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、交付決定を取り消したときは、期限を定めて、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(証拠書類等の保管)

第11条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る証拠書類として、収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の確定の日に属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第5条関係)

サービス種別	支援金の額(1支援対象施設当たり)
施設入所支援、短期入所支援(空床利用型を除く。)、 共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設及 び医療型障害児入所施設	定員19人以下 9万6,000円
	定員20~39人 31万8,000円
	定員40~69人 59万4,000円
生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓 練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続 支援(B型)、児童発達支援及び放課後等デイサービ ス	定員35人以下 6万6,000円
	定員36人以上 13万8,000円
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害 児相談支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪 問型児童発達支援、保育所等訪問支援、基幹相談支 援センター及び地域活動支援センター	4万6,000円
居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	4万6,000円

備考

- この表における定員及び事業所数は、令和7年度県支援金の交付を受けた支援対象施設にあっては令7年3月31日時点、令和8年度県支援金の交付を受けた支援対象施設及び市が委託契約を締結している事業所にあっては令和8年3月31日時点のものとする。
- 同一事業所で複数のサービスを実施している場合は、サービスの種別ごとに異なる区画又は部屋でサービスを提供しているときに限り、それぞれのサービスを支援対象とする。